

各種届出等について

二戸地区広域行政事務組合
事務局 介護保険推進室

各種届出書については、下記にご留意ください。なお、様式については広域のホームページからダウンロードして使用ください。

1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

居宅介護支援事業者、地域密着型・総合事業サービス事業者は、当二戸地区広域行政事務組合に届出が必要となり、変更後の算定は毎月 15 日までの届出により翌月から反映されますので、その旨ご留意願います。また、算定要件を満たさなくなった場合には、速やかにその旨を届出願います。

2 その他の変更届

運営規程や管理者の氏名及び住所、介護支援専門員の氏名等の変更があった場合は、変更後、10 日以内に当組合へ届け出てください。

運営規程の「人員配置」に関する変更は、従業者の勤務体制・勤務体系とも関連がありますので、勤務体系一覧表や職種（「常勤・非常勤」、「専従・兼務」、「常勤換算」）の分かる書類（任意様式可）の添付をお願いします。

3 廃止・休止

事業の廃止または休止をしようとする際は、事前に当組合に連絡をした上で、廃止・休止の日の 1 月前までに当組合へ届け出てください。

4 指定更新

指定の有効期限満了日については、各事業所において把握の上、申請漏れのないようお願いいたします。また、指定更新においては、提出された申請書の精査等に時間を要することから、申請書は余裕を持って提出願います。

なお、本年度指定更新対象の事業所は下記のとおりです。

- グループホームおからぎ（有効期限：令和 5 年 3 月 25 日）
- 一戸町特別養護老人ホーム（有効期限：令和 5 年 3 月 31 日）
- 一戸町高齢者グループホーム（有効期限：令和 5 年 3 月 31 日）
- わがやにのへ横丁（居宅介護支援）（有効期限：令和 5 年 3 月 31 日）